（裏面）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（抄）

（立入検査等）

第26条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生資源管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要な限度において試料を無償で収去させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第28条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第6条第1項若しくは第9条第1項の許可、第10条の規定による許可の取消し、第9条第2項、第11条第2項若しくは第14条第2項の規定による届出の受理、第15条、第21条第2項若しくは第23条第2項の規定による勧告、第22条第1項若しくは第24条第1項の規定による報告の受理、第25条の規定による報告の徴収又は第26条第1項の規定による立入検査、質問若しくは収去に関する事項については、これらの事項に係る特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

三・四　（略）

2　（略）

第33条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第26条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

2　発行者名は主務大臣とする。

内閣府、総務省、財務省、○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令を次のように定める。

平成二十七年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（既存の用途に利用する水銀使用製品）

第二条　法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　別表の上欄に掲げる水銀使用製品であって同表の下欄に掲げる用途に用いられるもの

二　別表の上欄第一号から第五十一号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品

三　別表の上欄第一号から第五十一号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの

四　前三号に掲げるもののほか、法の施行の日前に製造され、又は輸入された水銀使用製品のうち、歴史上又は芸術上価値の高いものであって、展示、鑑賞、調査研究その他の用途に利用するために販売されるもの

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価の方法）

第三条　法第十四条第一項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる新用途水銀使用製品について、それぞれ当該各号に掲げる方法とする。

一　次号に掲げる新用途水銀使用製品以外の新用途水銀使用製品　次に掲げる方法

イ　法第十四条第一項の規定による評価（以下「自己評価」という。）を行うために必要な次に掲げる情報を把握すること。

(1)　構造、利用方法その他の当該新用途水銀使用製品に関する情報

(2)　当該新用途水銀使用製品の製造、利用、廃棄等により環境に排出されることが見込まれる水銀等の量

(3)　当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護又は生活環境の保全への影響

ロ　イの規定により把握した情報を踏まえ、当該新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与並びに人の健康への悪影響及び生活環境への負荷（以下「寄与等」という。）について、客観的かつ科学的に検証し、適切に評価するために必要な項目（以下「評価項目」という。）を選定するとともに、選定した理由を明らかにすること。

ハ　当該新用途水銀使用製品の性能若しくは製造等の数量又は製品に使用される水銀等の量に関する複数の案（以下「複数案」という。）を設定し、複数案ごとに評価項目について寄与等の程度を調査し、分析し、整理し、及び比較し、並びに複数案それぞれの当該寄与等の程度を相互に比較することにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて総合的な評価を行うこと。

ニ　ハの複数案の設定に当たっては、水銀等を使用しないこととする案その他の新用途水銀使用製品の製造等を行わないこととする案を含めた検討を行うことが可能な場合には、当該案を含めるよう努め、当該案を含めない場合はその理由を明らかにすること。

ホ　評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置を行う場合には、ハの規定による総合的な評価において当該措置の効果を勘案すること。

ヘ　自己評価に当たっては、理論に基づく計算、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に調査及び分析を行うこととし、必要に応じ専門家その他の当該新用途水銀使用製品に係る寄与等に関する知見を有する者の助言を受けること。

二　法第十四条第二項の規定による届出がされ、その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与すると認められるものとして主務大臣が指定する新用途水銀使用製品　当該新用途水銀使用製品の製造等が主務大臣が指定する数量その他の当該新用途水銀使用製品の製造等の条件の範囲内であるかどうかについて評価を行うこと。

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価等の届出）

第四条　法第十四条第一項の規定による評価及び同条第二項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る新用途水銀使用製品の製造等の業務の開始の日の四十五日前までに、別記様式による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、法人にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書を添えなければならない。

（届出事項）

第五条　法第十四条第二項の主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の種類及び用途

三　製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の名称及び型式

四　製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品の単位数量当たりの水銀等の量及び一定の期間内に製造等を行う数量